



こども性暴力防止法施行に関する 義務対象事業者向け説明会を開催します



2026 年 9 月 18 日

郡山市こども部

こども総務企画課

課長 阿部 義登

ターゲット 16.2 TEL : 924-3808

SDGs ターゲット 16.2 「子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」

本年 12 月 25 日に「こども性暴力防止法」が施行されることに伴い、法の定めにより、こどもに対する性暴力を防ぐための取組が求められる保育施設等の事業者を対象とした説明会を開催します。

- 1 日 時 9 月 25 日(金) 13:30
- 2 会 場 郡山市役所 特別会議室（本庁舎 2 階）
- 3 出席者 市内のこども性暴力防止法義務対象事業者のうち参加申込があった約 60 名
- 4 内 容 義務対象事業者が対応すべき取組の説明

<こども性暴力防止法>

正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（2024 年 6 月 19 日成立）

制度趣旨：児童等に教育、保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。